## 水道の指定給水装置工事事業者のみなさまへ

~ **宮崎県中部地区水道企業協議会**からのお知らせ

## 指定給水装置工事事業者制度は5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、 「水道法の一部を改正する法律」が、令和1年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が無期限から<u>5年間</u>となり、指定の更新がなされない場合は<u>失効</u>となり ます。

※現在指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新 までの有効期間が異なります。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	
H10.4.1~H11.3.31	改正法施行の前日から1年: <u>令和2年9月29日まで</u>	
H11.4.1~H15.3.31	"	2年: <u>令和3年9月29日まで</u>
H15.4.1~H19.3.31	"	3年: <u>令和4年9月29日まで</u>
H19.4.1~H25.3.31	<i>II</i>	4年: <u>令和5年9月29日まで</u>
H25.4.1~H31.9.30	"	5年: 令和6年9月29日まで

指定給水装置工事事業者様 宛に、<u>別途通知をします。</u> なお、郵便の不着や未更新の 方への再通知はいたしません。

更新については、対象となる

- ●指定更新の要件は新規指定と同様になります。
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠落要件に該当しない者 ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

- ●更新申請に必要なもの
- ・様式第一号及び第二号
- · 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書 (法人)又は住民票(個人)
- •旧指定証
- ・選任する主任技術者の確認 書類(<u>免状</u>又は<u>技術者証</u>等)
- 更新手数料
- ●指定更新申請時に下記の内容等の確認を行います。 ※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準 について確認
- i.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ii.給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iii.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

更新手続きの受付時期や申請 方法は各事業体で異なる場合 があります。

詳しい手続きにつきましては各 事業体にお問い合わせください。

◇宮崎県中部地区水道企業協議会の事業体

西都市上下水道課 TEL: 0983-43-1326 高鍋町上下水道課 TEL: 0983-22-1341 木城町環境整備課 TEL: 0983-32-4728 川南町環境水道課 TEL: 0983-27-8015 新富町水道課 TEL: 0983-33-6046 綾町建設課 TEL: 0985-77-3467 都農町水道課 TEL: 0983-25-5726 ーッ瀬川営農 TEL: 0983-35-1381

国富町上下水道課 TEL: 0985-75-3111 飲雑用水広域水道企業団